

朝霞市条例第23号

朝霞市部室設置条例の一部を改正する条例

朝霞市部室設置条例（平成25年朝霞市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第5号を次のように改める。

(5) 健康部

第1条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) こども部

第2条第4号力を削り、同条第5号を次のように改める。

(5) 健康部

ア 保健衛生に関すること。

イ 国民健康保険に関すること。

ウ 国民年金に関すること。

エ 後期高齢者医療に関すること。

オ 介護保険に関すること。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) こども部 子ども・子育て支援に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。